

令和5年度 第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
議事録

開催日時：令和5年11月22日（水）午後7時～午後8時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：13名（欠席2名）

事務局出席者：6名（市民サービス課…湯浅課長、古戸係長、清水、中森、山崎
税務課…相賀係長）

【会議内容】

1. 開会

（事務局：市民サービス課）

皆様こんばんは。本日はご多忙のところ夜遅くに参加していただき誠にありがとうございます。

本来ですと、医療関係の先生方の休日に合わせて毎回木曜日に設定させていただいているのですが、今回は明日が祝日ということで、無理を言って水曜日にさせていただきました。

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業に関する協議会を開催いたします。

【事務局の自己紹介】

それでは、私の方から簡単に事務局の職員の紹介をさせていただきます。私が市民サービス課の課長をさせていただいています湯浅と申します。

（以下省略）

以上となります。よろしくお願ひいたします。

それでは会議を進行させていただきたいと思ひます。

本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいまご出席していただいております委員さんは、15名中13名でございますので、本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

本日の資料について、確認をお願いします。

送付させていただきました資料につきましては、まず事項書、次に国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて（諮問）の写し、資料1国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて、それから産前産後の国民健康保険税が免除されることのチラシ、最後に参考資料として今期の尾鷲市国民健康保険データヘルス計画でございます。不足がございましたらお教えてください。

それでは尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するということになっておりますので、ここで議事の進行を会長に代わらせていただきます。

それでは塩津会長よろしく申し上げます。

（会長）

皆様改めましてこんばんは。只今から私が議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、本協議会を開催するに当たり、感染症拡大防止対策として短時間で進めるため、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは事項書に基づきまして、会議を進めてまいります。

議事に入る前に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、私から指名させていただくことでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

（会長）

それでは、木場委員さんと内山委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

では、議事に入りしたいと思います。市長からの諮問事項であります議題「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

（事務局：相賀）

税務課の相賀です。よろしくお願いたします。

国民健康保険税には、負担額に一定の限度額を設けており、その上限額を賦課限度額といいます。今回その賦課限度額について国の法改正があり、今年度から

の引き上げを示しておりましたが、本市は以前から市民の皆様に猶予期間として、1年遅れて改正を行ってきた経緯があり、今回も1年遅れの令和6年度から引き上げを行うかどうかについて、委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

具体的な改正案としまして資料1、国民健康保険税の賦課限度額の見直しについての1ページをご覧ください。

国民健康保険税の中の医療分・後期高齢者支援分・介護保険分の三つのうち、本来ご審議いただく案は、後期高齢者支援分の賦課限度額を20万から22万に引き上げを考えております。

内容について資料1の2、3ページをご覧ください。

社会保険方式の医療保険制度の概要と、これまでの経緯を参考にイメージ図を載せております。

今回の後期高齢者支援分の賦課限度額の引き上げについて令和4年12月に閣議決定されたものでありますが、先ほども申し上げましたが、市民への猶予期間を考慮し、改正を持ち越しておりました。

国の方針として、国民健康保険税の賦課限度額について被用者保険のルールとのバランスを考慮し、該当世帯割合が1.5%に近づくように、段階的に賦課限度額の引き上げを行っています。

次に4ページをご覧ください。

本市においての令和5年度賦課時点での後期高齢者支援分限度額超過世帯は29世帯65人、該当世帯割合が1.1%です。

今回ご審議いただき、

後期高齢者支援分の引き上げを行った場合、支援分の超過世帯に該当するのは28世帯の62人となります。

次のページから参考資料をつけております。

医療費等の増加が見込まれる中、今年度に引き続き中間所得層と高所得層の引き上げ幅の公平を図りたいと考えており、このことから本市におきましても、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、今回の後期高齢者支援分の賦課限度額を2万円引き上げ、現行の20万から22万2000円と考えます。

税務課からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

では限度額の引き上げについて何かご意見等ございましたら申し上げます。

(事務局：湯浅)

基本的にはですね、毎年賦課限度額は大体2万ぐらいずつ引き上げていくん

ですけれども、結局国民健康保険の保険税は、医療分、後期高齢者支援分、それから介護っていう三つ合わせて国民健康保険税という形を今現在とっています。それぞれに限度額が決まっていて、国民健康保険の被保険者が病院にかかった場合は、医療分で賄われます。

後期高齢者支援分というのは基本的に限度額が20万、医療分は65万円になります。この20万というのは、後期高齢者からみたら下の世代である現役世代で、上の後期高齢者の分を支えていきましょうという負担額的な意味合いがあります。

最後に介護分というのは、介護保険を利用する人が多くなってきているので、これも下支えで若い世代の人たちが介護を受けている人の負担金を負担しましょうということなのです。

この三つが合わさった限度額が今102万で、それを後期高齢者支援分が2万あがって104万になるということなのです。

一般的に年金で暮らされてる方とかはほとんど対象にはならないと思います。例えば商売をしていてよく稼がれている方だとか、そういう方が対象となってくるとは思いますが、一般的な暮らしをしている方というのはあんまり関係ないのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。皆さま今の説明でご理解いただけましたでしょうか。他に何かよろしいですか。なければここで議案に対する採決を行いたいと思います。議題「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」賛成をしていただける方挙手を持ってお願いをいたします。

◀ 挙手全員 ▶

挙手全員でございます。議題「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」承認をされました。

それでは「その他」に入ります。

事項書には、「産前産後期間の国民健康保険税の免除について」及び「次期尾鷲市国民健康保険データヘルス計画について」が記載されております。

このことについて、事務局の古戸係長さんの方から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：古戸)

私古戸から説明させていただきます。

まず「産前産後期間の国民健康保険税の免除について」説明いたします。

国において、7月20日付けで「全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、国民健康保険加入者が出産した場合、令和6年1月から国民健康保険税の一部を免除することになりました。

市においても、国民健康保険税条例の変更が必要にはなりますが、被保険者にとって有利な改正であることから、諮問事項ではなく報告事項とさせていただいております。

ピンクのチラシをもとに説明させていただきます。

免除の内容といたしましては、令和6年1月1日より施行される制度で、出産した被保険者分の国民健康保険税のうち「所得割分」所得に係る部分と、「均等割分」1人当たりにかかる分が一定期間免除されます。

法令施行の関係上、令和5年11月1日以降に出産した場合が対象になります。免除には書類での届け出が必要で、市民サービス課に提出していただきます。出産予定日の6ヶ月前から届け出ができます。

次に免除される期間としましては、図にもあります通り、出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヶ月間が対象期間となります。

また、双子以上の出産の場合は、出産日の属する月の3ヶ月前から、6ヶ月間が対象となります。

制度が令和6年1月1日より施行されますので、令和5年11月1日以降に出産された場合は、令和6年1月分だけが対象になります。

対象となる方は、令和5年11月1日以降に出産予定、出産された尾鷲市の国民健康保険の被保険者です。妊娠85日以上分娩で、死産、流産、早産を含みます。

届け出に必要なものは届出書、母子健康手帳、世帯主・出産される方のマイナンバー等が必要となります。このチラシにつきましては、国民健康保険係と税務課のカウンター、母子健康手帳の発行先である福祉保健センターに置いてあります。また、市の広報等で周知する予定でございます。

本市の加入者で出産される方の数は、毎年10名以内ですので、今年度以降もこの程度の数を予定しています。

また免除された保険税に関しては、国、県、市で補てんされる予定となっております。

「産前産後期間の国民健康保険税の免除」につきましては以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。委員の方で何か質問等ある方いらっしゃいませんか。

(松井委員)

よろしいですか。単体の方で満額支給を受けようと思った場合には、3月出産という満額になるわけですか。

(事務局：清水)

単体の場合は出産する月、もしくは予定月の1ヶ月前から4ヶ月で、制度開始が令和6年1月1日なので2月になります。

(松井委員)

2月1日出産だと1月2月3月4月分がということですね。よくわかりました。ありがとうございます。

(榎本委員)

今資料を読んでいて思ったのですが、長らく住民票を取ったことがなくてわからないもので、マイナンバー記載の住民票と書いてありますが、今は住民票にマイナンバーも書いてあるということですか。

(事務局：古戸)

選んでいただいたら、マイナンバーが載った住民票があります。必要な方はそちらを選んで申請してらいいということですね。他には通知書っていうのが送られていて、それにマイナンバーが書いてあるんですけど、その緑の通知カード自体が一度しか発行されませんので、マイナンバーカードを作っていないと、通知書をなくされた方がマイナンバーを知る方法としては、住民票をとってもらうということになります。

なので、その場合マイナンバー付きの住民票をくださいっていうことを申請していただければマイナンバー付の住民票が取れます。

(会長)

他にはよろしいでしょうか。ないようですので、次の説明をお願いします。

(事務局：古戸)

次に令和6年度から5年間の「尾鷲市国民健康保険データヘルス計画の策定」について説明いたします。

効果的、効率的な保健事業を実施するために保険医療費の説明データや健診情報等のデータ分析を行って策定する第3期のデータヘルス計画ですが、国、県から何度か仕様についての指示が出たこともあり、現在データ分析中でまだ

お出しすることができませんので、参考資料といたしまして、前回の今現在令和5年までのデータヘルス計画をつけさせていただいております。

現在プロポーザルによる入札を行った上で、株式会社データホライゾンという広島ของบริษัทとの契約を結んでおります。そこにてデータ分析を行っていますが、完成すると内容的にはこのデータヘルス計画のように70ページから100ページの資料になります。

次の2月の運営協議会の際には出せると思いますので報告させていただきます。

「尾鷲市国民健康保険データヘルス計画の策定」についての説明は以上となります。

(会長)

これについては何かご意見はございますか。

(事務局：湯浅)

補足でいいですか。

今国民健康保険の大きな課題としては、ずっと言われてきたことなんですけれども、例えば重症化予防とか、この間の協議会で川上委員さんが言ってくれたような特定健診のあり方についてとか、あとはいかに国民健康保険を介護までどのように繋げていくかとかたくさんあるのですが、それらを具現化していけるようなことを考えていきたいとは思っています。課題としてずっと残っていくことだと思いますし、なかなか難しいことだとは思いますが、福祉保健課なんかとも連携しながら進めていきたいなと思っております。

(会長)

課長からちょっと出ましたけども、この11月30日で特定検診はおわるんですよね。

私もうっかりしてしまっていてこの28日に行くのですが、皆様お済ませになっておりますでしょうか。

(千種委員)

一ついいですか。

私の友達が特定健診を9月に申し込んだのですが、10月に75歳になって、下の方に「誕生日までに受けてください」と書いてあるのに気づかなくて受けられなかったみたいなんです。なので自費で血液検査とかを受けたみたいなんですけど、それをもうちょっと分かりやすく記載してもらえたらありがたいですね。

(事務局：湯浅)

たしかにそれは注意しなければいけませんね。わかりました。参考にさせていただきます。

(会長)

長谷川先生のところも特定健診の方来てくれていますか。

(長谷川委員)

すごく来てくれています。確か今 40%ぐらいですか、だいぶ上がっていますよね。前に参加した時は 20%ぐらいだったと思いますから。

(事務局：湯浅)

私が国民健康保険係にいたとき長谷川先生もいらっしゃってましたけど、たしか 22%、23%くらいだったと思います。

私がいたのは平成 26.27 年くらいの話なので、8 年 9 年くらいで 18%、19% 増えましたね。先生方のご協力もありここまで上げられましたし、これはどんどん増やしていきたいですね。

やっぱり自分の身体も車検みたいなものだと思うんです。年に 1 回自分の身体のことを数値化して、それをぱっと客観的に見れるのは特定健診とかしかないのですね。調子が悪い、悪くないっていうのは自分でも分かるんですけど、実際身体の中がどうなっているのかというのは、やっぱり数値で見る方が分かりやすいですし、またそれを病院へもっていくことで先生方に判断していただける資料にもなりますしね。

(会長)

私の知人の方でも不整脈があるということが発覚したみたいで、やっぱりそういうことも特定健診を受けてわかったということなので、ぜひ受けていただきたいですね。

皆様いろんなご意見を出していただきありがとうございました。他にはよろしいですか。ないようですので、これをもちまして令和 5 年度第 2 回「尾鷲市の国民健診保健事業の運営に関する協議会」を閉会いたします。